



三重県公報

令和4年3月11日 (金)

第 293 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
101	地方自治法第231条の2の3第1項の規定による指定納付受託者の指定	(災 害 対 策 課)	2
102	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(長 寿 介 護 課)	2
103	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	(同)	2
104	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	3
105	三重県営サンアリーナの利用料金の承認	(観 光 政 策 課)	3
106	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	7
107	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	7
108	証紙の販売所の所在地を変更する旨の届出	(出 納 局)	7
海 調 委 告 示			
2	真珠養殖用いかだへの標識の設置についての指示	(海区漁業調整委員会)	8
公 告			
	土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	(農 地 調 整 課)	8
	令和3年度後期技能検定特級、1級、2級及び3級に合格した者	(雇 用 対 策 課)	8
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	8
	宅地開発事業に関する工事の完了	(同)	9
正 誤			
	令和4年3月4日付け三重県公報第291号	(法 務 ・ 文 書 課)	9

告 示

三重県告示第 101 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、災害時支援寄附金に係る指定納付受託者として次のとおり指定しました。

令和 4 年 3 月 11 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地
 愛知県名古屋市中区錦一丁目 4 番 6 号
 株式会社中部しんきんカード 代表取締役社長 住田 裕綱
 三重県津市栄町三丁目 123 番地 1
 株式会社百五カード 代表取締役社長 長合 教実
- 2 指定年月日
 令和 4 年 2 月 24 日

三重県告示第 102 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和 4 年 3 月 11 日

三重県知事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2460390202	訪問看護ステーション桜の森白子ホーム	三重県鈴鹿市南玉垣町 7300 番地 2	社会福祉法人サムス会	令和 3 年 3 月 31 日	訪問看護
2470505138	福祉用具貸与 オオニシ	三重県津市高茶屋 7 丁目 8-45 番地	合同会社オオニシ	令和 3 年 11 月 1 日	福祉用具貸与
2470501327	ケアサービスかいま訪問介護事業所	三重県津市西古河町 24 番 21 号	有限会社ケアサービスかいま	令和 3 年 11 月 30 日	訪問介護
2470802766	デイクラブ森伸伊勢南	三重県伊勢市前山町字中之尾 355-1	株式会社森伸	令和 3 年 11 月 30 日	通所介護
2470800893	デイサービスセンター大地の杖	三重県伊勢市小木町 565 番地 1	株式会社大地開発	令和 3 年 11 月 30 日	通所介護
2470700630	デイサービスセンターやまさくら	三重県松阪市田村町 235 番地 1	有限会社ヒサミツ	令和 3 年 12 月 29 日	通所介護
2471000030	尾鷲社協介護事業所	三重県尾鷲市中村町 1-5	社会福祉法人尾鷲市社会福祉協議会	令和 4 年 1 月 31 日	訪問入浴介護
2470702149	デイサービスほてい	三重県松阪市市場庄町 1373	医療法人胃医巴会	令和 4 年 2 月 28 日	通所介護

三重県告示第 103 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和 4 年 3 月 11 日

三重県知事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2460390202	訪問看護ステーション桜の森白子ホーム	三重県鈴鹿市南玉垣町 7300 番地 2	社会福祉法人サムス会	令和 3 年 3 月 31 日	介護予防訪問看護
2470505138	福祉用具貸与 オオニシ	三重県津市高茶屋 7 丁目 8-45 番地	合同会社オオニシ	令和 3 年 11 月 1 日	介護予防福祉用具貸与

2471000030	尾鷲社協介護事業所	三重県尾鷲市中村町 1-5	社会福祉法人尾鷲市 社会福祉協議会	令和 4 年 1 月 31 日	介護予防訪 問入浴介護
------------	-----------	---------------	----------------------	--------------------	----------------

三重県告示第 104 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 4 年 3 月 11 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

平成 17 年 7 月 26 日 第 45 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
三重キセキ販売株式会社	代表取締役社長 松田 英明	津市垂水字中境 499 番地

3 変更内容

農産物検査員の抹消

氏名	農産物の種類	証明書番号
磯嶋 正保	玄米	K242008560

三重県告示第 105 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 9 項の規定により、三重県営サンアリーナの利用料金を次のとおり承認しました。

なお、三重県営サンアリーナの利用料金の承認（令和元年三重県告示第 290 号）は、令和 4 年 3 月 31 日限り廃止します。

令和 4 年 3 月 11 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 指定管理者

株式会社スコルチャ三重

代表取締役 濱田 典保

2 利用料金の額

(1) 施設

区分			1 時間当たりの金額（円）			
			午前 9 時から午後 1 時まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで	
メインアリーナ	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	入場料を徴収しない場合	8,580 (10,260)	10,260 (12,150)	12,560 (14,660)	
		入場料を徴収する場合で入場料の額が 3,000 円未満	44,000 (52,370)	52,370 (62,850)	66,000 (78,560)	
		入場料を徴収する場合で入場料の額が 3,000 円以上	88,000 (104,750)	104,750 (125,700)	132,000 (157,130)	
音楽、プロスポーツ等の興行に利用する場合			88,000 (104,750)	104,750 (125,700)	132,000 (157,130)	
式典、集会等に利用する場合			22,000 (26,180)	26,180 (31,420)	31,420 (39,800)	
展示会、見本市等に利用する場合			33,510 (39,800)	37,700 (44,000)	47,130 (56,560)	
アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	コート貸し	一面一時間につき（最大 2 時間まで。照明含む。）	卓球	500	500	500
			バドミントン ソフトバレー	560	560	560
			バスケットボール バレーボール テニス	1,520	1,520	1,520

				フットサル	2,030	2,030	2,030
サブアリーナ	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合		入場料を徴収しない場合		1,670 (2,080)	2,080 (2,610)	2,710 (3,130)
			入場料を徴収する場合で入場料の額が3,000円未満		10,470 (13,080)	13,080 (15,700)	15,700 (18,850)
			入場料を徴収する場合で入場料の額が3,000円以上		20,950 (26,180)	26,180 (31,420)	31,420 (37,700)
			音楽、プロスポーツ等の興行に利用する場合		20,950 (26,180)	26,180 (31,420)	31,420 (37,700)
			式典、集会等に利用する場合		8,370 (10,470)	10,470 (12,560)	12,560 (15,700)
			展示会、見本市等に利用する場合		12,560 (15,700)	15,700 (18,850)	18,850 (23,030)
アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	コート貸し	一面1時間につき(最大2時間まで。照明含む。)	卓球		500	500	500
			バドミントン ソフトバレー		560	560	560
			バスケットボール バレーボール テニス		1,520	1,520	1,520
			フットサル		2,030	2,030	2,030
			ボルダリング (1人当たり)		200	200	200
国際会議室	営利又は宣伝を目的とする催物に利用する場合				9,000 (10,470)	10,470 (12,770)	13,200 (15,500)
	その他に利用する場合				4,400 (5,230)	5,020 (6,070)	6,280 (7,330)
レセプション室	営利又は宣伝を目的とする催物に利用する場合				8,580 (10,050)	10,050 (12,150)	12,560 (14,660)
	その他に利用する場合				4,180 (5,020)	5,020 (5,860)	6,480 (7,750)
第一会議室				620 (780)	780 (930)	980 (1,150)	
第二会議室				620 (780)	780 (930)	980 (1,150)	
第三会議室	営利又は宣伝を目的とする催物に利用する場合				3,130 (3,760)	3,760 (4,500)	4,810 (5,750)
	その他に利用する場合				1,560 (1,880)	1,880 (2,200)	2,400 (2,820)
第四会議室	営利又は宣伝を目的とする催物に利用する場合				1,670 (2,200)	2,200 (2,610)	2,710 (3,230)
	その他に利用する場合				830 (1,030)	1,030 (1,250)	1,350 (1,560)
第五会議室	営利又は宣伝を目的とする催物に利用する場合				3,130 (3,760)	3,760 (4,500)	4,810 (5,750)
	その他に利用する場合				1,560 (1,880)	1,880 (2,200)	2,400 (2,820)
第一特別室				3,130	3,130	3,130	
第二特別室				3,130	3,130	3,130	
フィットネススタジオ				830 (1,030)	830 (1,030)	830 (1,030)	

(2) 飲食サービス、物品販売サービスその他のサービスに必要な場所

区 分	1年間の金額(円)
レストラン	2,851,850
その他の場所(一 25平方メートルまでの利用面積)	49,900

平方メートル当たり)	25 平方メートルを超えて、50 平方メートルまでの利用面積	37,680
	50 平方メートルを超えて、100 平方メートルまでの利用面積	28,510
	100 平方メートルを超えて、200 平方メートルまでの利用面積	23,420
	200 平方メートルを超える利用面積	20,370

(3) 特定設備

区 分		単 位	金 額 (円)
大型映像装置		1 時間につき	3,130
音響設備	メインアリーナ	マイク 3 本を超えて利用する場合	1 日につき 18,850
		上記以外の場合	1 日につき 3,130
	サブアリーナ	1 日につき	3,130
照明設備	メインアリーナ	全部点灯	1 時間につき 7,530
		4 分の 3 点灯	1 時間につき 6,120
		2 分の 1 点灯	1 時間につき 4,080
		4 分の 1 点灯	1 時間につき 2,030
	サブアリーナ	全部点灯	1 時間につき 2,540
		2 分の 1 点灯	1 時間につき 1,490
		4 分の 1 点灯	1 時間につき 740
冷暖房設備	メインアリーナ	1 時間につき	31,370
	サブアリーナ	1 時間につき	13,130
壁面収納可動席		1 区画 1 日につき	12,980

(4) 設備及び器具

区 分	設 備 器 具 名	単 位	金 額 (円)
舞台装置 (1 日当たり)	組立舞台	1 台	1,350
	金屏風	1 双	2,080
	演台 (花台を含む。)	1 台	2,820
	司会者用演台	1 台	1,030
	Horizont 幕	1 枚	2,500
	大黒幕	一式	5,230
	1 文字幕	1 枚	2,080
	前引幕	1 対	5,230
	前引幕用レール	1 セット	3,130
	袖幕	1 対	1,880
	スクリーン	1 枚	5,230
	舞台照明器具 (電気代を含む。)	1 灯	670
	持込舞台照明器具電気代	1 灯	400
	体育器具 (1 日当たり)	電光得点表示盤	1 台
得点・タイマー表示器		1 台	1,030
移動式バスケットゴール		1 面	1,560
テニス		1 面	620
バドミントン		1 面	300
バレーボール		1 面	1,250
レスリング用具		1 面	2,610
ソフトバレーボール		1 面	620
卓球用具		1 面	200

	ハンドボールゴール	1 面	410
	柔道用畳	1 枚	20
	ボクシングリング	一式	1,670
	新体操マット	1 面	2,080
	体操（男子種目）	一式	12,560
	体操（女子種目）	一式	10,470
	体操マット	1 面	2,080
	フットサルゴール	1 面	410
	ボルダリング	1 面	3,050
	ボルダリング（2 時間以内）	1 面	1,830
トレーニング室	ボルダリング（2 時間以内）	1 回	300
		貸切又は閉鎖	16,500
	ボルダリング除く	1 回（2 時間単位）	400
		当月	4,070
		貸切又は閉鎖	16,500
その他 （1 日当たり）	吊り物用バトン	1 本	1,030
	椅子	1 脚	20
	長机	1 卓	50
	フォークリフト	1 台	6,280
	コンパネ	1 枚	50
	フロアシート（非防水）	1 枚	580
	ピンスポット（電気代を含む。）	1 台	2,710
	パーティションパネル	1 枚	300
	フックランプ	1 個	150
	ピクチャーハンガー	2 本 1 組	50
	平台	1 枚	300
	イントレ	1 坪・段	2,080
	地拵	1 枚	5,230
	布ケコミ	1 枚	2,610
	国旗	1 枚	2,080
	県旗	1 枚	2,080
	袖パネル	1 枚	1,030
	国際会議室・レセプション室用看板	1 枚	1,030
	看板印刷	1m	1,030
	持込電気機器電気代（小口A）	1 コンセント	670
	持込電気機器電気代（小口B）	1 台	260
	仮設電源利用料	1 ブレーカー	4,080
	プロジェクター（大）	1 台	10,470
	プロジェクター（小）	1 台	5,230
	ワイヤレススピーカー	1 台	1,560
	ピアノ	1 台	10,470
	テント	1 張	10,470
	白布	1 枚	510
	円型テーブルクロス	一式	1,030

3 利用承認の年月日

令和 4 年 3 月 4 日

4 利用料金の適用年月日

令和 4 年 4 月 1 日

三重県告示第 106 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 4 年 3 月 11 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 勢和兄国松阪線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
多気郡多気町古江字長地ケ野 1412 番地先から 多気郡多気町古江字高橋 1425 番 1 地先まで	旧	4.9~13.8	265.5
	新	11.2~29.3	265.5

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊勢南勢線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
度会郡南伊勢町五ヶ所浦字瀧之後 1191 番 3 地先内	旧	13.6~15.7	16.2
	新	15.7~17.6	16.2

三重県告示第 107 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 4 年 3 月 11 日

三重県知事 一 見 勝 之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 365 号	四日市市下海老町字赤坂 656 番 3 地先から 四日市市下海老町字赤坂 546 番 2 地先まで	令和 4 年 3 月 23 日
一般国道 477 号	四日市市尾平町字新平川原 1685 番 1 地先から 四日市市尾平町字西川原 1544 番 1 地先まで	令和 4 年 3 月 24 日
県道 伊勢南勢線	度会郡南伊勢町五ヶ所浦字瀧之後 1191 番 3 地先内	令和 4 年 3 月 11 日
県道 上友田円徳院線	伊賀市中友田字ゴロバク 1218 番 1 地先から 伊賀市中友田字ゴロバク 1222 番地先まで	令和 4 年 3 月 14 日

三重県告示第 108 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の所在地を次のとおり変更する旨の届出がありました。

令和 4 年 3 月 11 日

三重県知事 一 見 勝 之

販売人の名称	販売所の名称	所在地		変更年月日
		旧	新	
株式会社百五銀行	津新町支店五軒町出張所	津市殿村 385 番地の 16	津市新町一丁目 11 番 15 号 (津新町支店内)	令和 4 年 3 月 28 日
	伊勢支店楠部出張所	伊勢市楠部町 168 番 1	伊勢市岡本 1 丁目 3 番 3 号 (伊勢支店内)	

海 調 委 告 示**三重海区漁業調整委員会告示第2号**

真珠養殖用いかだへの標識の設置について、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示します。

令和4年3月11日

三重海区漁業調整委員会会長 浅井利一

1 真珠養殖又は真珠母貝養殖を営む者は、当該事業に用いる養殖用いかだについて、次の事項を記載した標識を当該いかだの見やすい場所に設置しなければなりません。

(1) 漁業権番号。ただし、基地いかだ(作業用いかだ)の場合は、基地と明記すること。

(2) 漁業権者の氏名又は名称。ただし、基地いかだの場合は、所有者の氏名又は名称とすること。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとします。

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、農業競争力強化農地整備事業鈴鹿川沿岸7期地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として(訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。)、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます(なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日(審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

令和4年3月11日

三重県知事 一見勝之

1 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和4年3月14日から同年4月11日まで

3 縦覧の場所

鈴鹿市役所産業振興部耕地課(鈴鹿市神戸一丁目18番18号)

令和3年度後期技能検定特級、1級、2級及び3級に合格した者は、次のとおりです。

令和4年3月11日

三重県知事 一見勝之

「次」は省略し、合格者の受検番号を三重県職業能力開発協会(津市栄町1丁目954番地 三重県栄町庁舎4階)に備え置いて縦覧に供します。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和4年3月11日

三重県知事 一見勝之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和4年 2月25日	いなべ市員弁町大泉新田字南八畝割 1902 及び畑新田字三反丸 819-11 ほか	いなべ市員弁町畑新田 819-6 川 添 清
令和4年 2月28日	伊賀市上野車坂町 847-2 ほか 5 筆	名張市桔梗が丘西 3 番町 1 街区 29 番地 株式会社ユウキホーム 代表取締役 森 孝 司

三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和 47 年三重県条例第 41 号）第 6 条の規定により確認しました宅地開発事業に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 4 年 3 月 11 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	確認を受けた者の住所及び氏名
令和4年 3月1日	度会郡度会町大野木字朽ノ木 1874-1 ほか 3 筆	石川県白山市松本町 2512 株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青 木 宏 憲

正 誤

令和 4 年 3 月 4 日付け三重県公報第 291 号に登載しました、目次中
ページ 行

1 9 から 11 まで

誤

- | | | | |
|----|-----------------------------------|-------------|---|
| 89 | 農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出 | (農産物安全・流通課) | 3 |
| 90 | 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知 | (治山林道課) | 4 |
| | 正 | | |
| 89 | 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知 | (治山林道課) | 3 |
| 90 | 農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出 | (農産物安全・流通課) | 4 |

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>